

宇部工業高等専門学校施設系技術職員募集要項

1. 職種 施設系技術職員

2. 採用予定数 2名

3. 採用予定年月日 随時

4. 職務内容 総務課施設係に所属し、本校建物等施設に関する次の業務を行う。

- ①施設整備、営繕事業の計画及び執行（予算要求、設計、積算、入札、現場監理、検査等）
- ②工事、役務に関する契約伝票等のシステムへの入力業務
- ③施設の維持・管理
- ④各種保守点検業務の契約、管理
- ⑤各種調査・報告等の業務

5. 応募資格

- (1) 高等学校以上又は高等専門学校の建築工学分野・土木工学分野・電気工学分野・機械工学分野のいずれかに関する学科を卒業した者、もしくはそれと同等程度の経験を有する者
- (2) 資格は特に問わないが、次のいずれかの資格を有することが望ましい
建築士、技術士（建築部門）、建築施工管理技士、電気主任技術者、電気工事士
電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士、消防設備士
- (3) 常勤職員として1年以上勤務できる者であって、勤務に支障のない健康状態である者
ただし、次の者は試験を受けられません。
 - ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者
その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 懲戒解雇又はこれに相当する処分を受けたことのある者で、その処分の日から2年を経過していない者
 - ③ 日本国内における活動に制限のない在留資格を有しない者

6. 応募方法等

(1) 応募期限 随時

適任者がみつき次第締め切ります。

(2) 提出書類 ①履歴書（本校ホームページから所定様式をダウンロード）

（所定の履歴書に3ヶ月以内に撮影した写真を貼付し、平日の昼間に連絡可能な電話番号、メールアドレスを記入してください。）

②職務経歴書（任意様式、A4サイズ。職歴がある方は必ず提出してください。）

(3) 書類提出先及び問い合わせ先

〒755-8555 山口県宇部市常盤台2丁目14-1

宇部工業高等専門学校 総務課人事係

電話番号：0836-35-5037

E-mail：jinji@ube-k.ac.jp

封筒に、「施設系技術職員応募書類在中」と朱書きのうえ簡易書留で郵送してください。

7. 選考方法及び内容

(1) 第1次選考（書類選考）

(2) 第2次選考

① 試験日 随時

※詳細は第1次選考合格者に別途お知らせします。

場所：宇部工業高等専門学校（交通費等は、自己負担となります。）

- ② 選考方法：適性検査（2次試験までにWebにより受検していただきます。）
筆記試験 教養択一式（高校卒業程度以上の一般教養試験）60分
小論文 （テーマは試験当日に指示）60分

（3）第3次選考

- ① 試験日 随時

※詳細は第2次選考合格者に別途お知らせします。

場所：宇部工業高等専門学校（交通費等は、自己負担となります。）

- ② 選考方法：面接試験（個別面接）

8. 試験結果発表

各試験終了後、文書により通知します。

なお、受験資格や履歴書の記載に重大な誤りや虚偽があった場合は、その時点で選考を取り消します。最終選考者（合格者）であった場合は、合格を取り消します。

また、試験の成績や選考内容等については開示しません。

9. 給与

- （1）「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則」に基づいて、学歴及び職歴を勘案して決定します。

※参考：大学新卒程度で月給約219,400円（諸手当等除く）

- （2）賞与（期末手当・勤勉手当）は年2回支給します。（6月と12月）
（3）支給要件を満たす場合は、各種手当（通勤・住居・扶養手当等）が支給されます。

10. 勤務時間、休暇等

- （1）勤務時間は、原則として月曜日～金曜日の8時30分～17時00分。

時間外勤務あり

- （2）年次有給休暇、特別休暇、病気休暇、育児休業、介護休業制度あり「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則」によります。
（3）その他教職員の就業に関する事項は、「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則」により決定します。

11. 勤務地、転勤等

勤務地は、宇部工業高等専門学校となります。

キャリア形成の一環として、他の国立高等専門学校及び機構事務局等への出向等を命じることがあります。

12. 福利厚生

- （1）文部科学省共済組合へ加入することになり、短期給付事業（健康保険等に関するもの）、長期給付事業（年金等に関するもの）、その他福祉事業（積立貯金等）を受けることができます。
（2）雇用保険、労災保険に加入します。

13. 試用期間

6ヶ月の試用期間があります。労働条件の差異はありません。

14. 特記事項

- ・業務従事に当たっては、令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下

「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となる場合があります。

- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じることとなる可能性があるため、本校の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、予め、採用選考過程において、履歴書により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

15. その他

- (1) 本試験の受験に要する費用は、すべて応募者の負担になります。
- (2) 応募者から取得する個人情報は、本試験の目的を達成するために利用するものであり、目的外で第三者への提供及び公表は一切いたしません。
- (3) 応募書類は返却しませんのであらかじめご了承ください。こちらで責任を持って破棄します。